

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総 務 大 臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 201 回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 2 年法律第 45 号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）の改正は、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、ビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入することを目的として行われました。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第 1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の

対象とするものとされたこと。（新法第 141 条第 8 項、第 142 条第 11 項及び第 143 条第 15 項関係）

- 1 選挙運動用自動車の使用
- 2 選挙運動用ビラの作成
- 3 選挙運動用ポスターの作成

第 2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を 1,600 枚とするものとされたこと。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 142 条第 1 項第 7 号等関係）

第 3 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

- 1 町村議会議員選挙について供託金制度を導入するものとし、その額を 15 万円とするものとされたこと。（新法第 92 条第 1 項関係）
- 2 供託物没収点は、市議会議員選挙と同様とするものとされたこと。（新法第 93 条第 1 項関係）

第 4 施行期日等

- 1 公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和 2 年 12 月 12 日）から施行するものとされたこと。（改正法附則第 1 項関係）
- 2 新法の規定は、改正法の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、改正法の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第 2 項関係）